

各部(局、室)長 様

企画政策部長 浪川 健司

平成 22 年度予算編成方針について(依命通達)

1. 日本の経済状況

世界的な金融資本市場の混乱が、わが国の実態経済にも波及し、勤労者の雇用状況や所得にも深刻な影響を及ぼしています。平成 20 年度以降、国が実施した経済危機対策により、輸出や生産などは明るい兆しが見えていますが、政府から 10 月に発表された月例経済報告では、「景気は持ち直しているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」と報告されています。

今後も雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れの懸念などのリスクが存在することに留意していかなければなりません。

また、新政府による政策の実施に伴い、新たに地方の負担が発生する事業などについては、その動向にも注意を払い、情報収集をしていく必要があります。

2. 佐倉市の財政状況

当市の平成 22 年度財政状況の見込みは、歳入の根幹となる市税は、個人所得の減少や、景気後退による法人関係の収益の減などにより、市税全体では減少することが見込まれます。一方歳出では、扶助費を中心として義務的経費が増加傾向にあるため、現時点で試算すると、市税などの経常的歳入の一般財源のうち、政策的な経費に充当できる額は、昨年度当初予算と比較すると、約 10 億円程度減少する見込みになります。このことから、平成 22 年度当初予算の編成にあたっては、これまで以上に、行財政改革を進め、事務事業の優先づけを行い、不要不急な事業の延期、中止又は廃止をするとともに、市民が求めるまちづくりを実現するために、市長が掲げた政策への重点的な配分を行うなど、下記により編成作業を進めるよう通知します。

記

第1 基本方針

平成 22 年度も大変厳しい財政状況であることから、限られた財源を有効配分し財政の持続性を確保するため、経常的経費については更に厳しく見直しを図ることで経常収支比率の改善を目指し財政の弾力性を確保する。政策を推進する事業については、市長のマニフェストに掲げた政策を優先とし、さらに緊急性や重要性を見極め、事業成果測定の評価も考慮する中で、第 3 次佐倉市総合計画後期基本計画事業の中から厳選して実施するものとする。

第2 編成作業

予算編成作業については、経常的な経費を義務的経費、準義務的経費、通常一般経費の 3 区分とし、臨時的な経費を政策的経費、通常特別経費の 2 区分に分類して編成作業を行う。義務的経費、準義務的経費については、需要見込みについて厳しく精査し、上昇率の圧縮に努める。

また、通常一般経費については、事務コストを更に削減するため、別に通知する部(局・室)ごとの充当一般財源に係る基準額を要求の上限額とし、さらに、一件査定方式により編成するものとする。

政策を推し進めるための経費については、後期基本計画の実施計画に基づき、実施計画での査定額を要求の上限額として精査を行う。実施計画の査定後の事由により必要が生じた等やむを得ない理由で、実施計画に未計上の臨時的経費については、通常特別経費として要求するが、法令の改正、緊急を要する修繕等不可避のものに限るものとする。

なお、予算案の決定にあたり、予算要求や見積の状況を随時公表するとともに、市民の意見を求め、それを参考に最終案を決定するものとする。

第3 将来債務の削減

市債の発行については、世代間負担の公平性の観点から、施設の建設事業等に係るものは、知事の同意を得られるもので、普通交付税の措置されるものを優先的に活用することとするが、今後の財政状況を考慮し、将来世代に過度の負担とならないよう、市債全体の発行総額は、公債費の元金償還金の額を超えない範囲とする。

第4 留意事項

その1. 総括的な事項

(1) 市民意見の反映

要求にあたっては、市民意識調査、佐倉市財政運営検討委員会、佐倉市補助金等検討委員会及び佐倉市行政活動成果評価懇話会からの提言並びに監査意見及び議会での審議等を踏まえて、事務事業の見直しを行うこと。なお、編成作業の過程での公表や市民の意見を求めることを念頭に、関係書類について、一層わかりやすい表現をするよう努めること。

(2) 行政サービスとしての妥当性の検証

それぞれの事業について、佐倉市市民協働の推進に関する条例の趣旨に基づき行政と市民の役割分担を再点検のうえ、本来行政が税を投入して実施すべきものか、原点に立ち返り、適切な実施主体は誰かを再検討すること。

(3) 事業の効率化

経常的経費を充てる事業等継続的な事業については、社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、その役割や効果を勘案し、廃止、中止を含めて必要性を再度検討し、最低限必要と思われるもののみを要求すること。継続する事務事業については、生産性を高めコストの削減を図るとともに、年度経費の平準化、事業規模、実施期間の見直し等を行うこと。

(4) 予算編成におけるPDCAの強化

全ての事業について、平成20年度決算における主要施策の成果の説明書及び事業成果測定等を利用し、効果を数値等により具体的に確認したうえで予算要求を行うこと。特に、新規事業や拡大部分については、想定される事業効果を明示すること。

その2. 歳入に関する事項

(1) 市税については、新政府による税制に関する国の動向を的確に把握し、適正に見積るとともに、税の公平性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

(2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から見直しを行うとともに、収入未済額の解消に努めること。また、従来は無料としていたものについても受益と負担の適正の観点から、有料化についても検討すること。

- (3) 国・県支出金については、新政府のマニフェストに基づく新たな施策等に伴う負担金など、国の動向を十分見極め、新規の制度や既存の制度の改廃について情報収集し適正な積算を行うこと。また、補助金については、本市のまちづくりの方向性に合致するものをよく調査し、積極的な確保に努めること。
- (4) 広告収入等、創意工夫による新たな財源の確保についても検討すること。

その3. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、指定管理者制度の活用や民間への委託、施設の統廃合など、コストと効果の観点から根本的な見直しを図り、効率的な施設の管理運営の実現及び経費の抑制に努めること。
- (2) 情報システム経費については、利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、佐倉市補助金等検討委員会、佐倉市行政活動成果評価懇話会からの提言に基づき、補助の成果を客観的に評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に人件費に対する補助については、必要性などを検討し、内容の見直しに努めること。
- (4) 事務費等のいわゆる管理コストとなる経費については、更に精査をし、最低限必要な経費のみを要求すること。

その4. その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するという原則から歳出に見合った、保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図り、法定以外の一般会計からの赤字補てん的な繰入を少なくするよう努めること。
- (2) 公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。

第5 予算要求基準等

すべての予算要求は、21 佐財第 343 号「平成 22 年度予算編成事務要領について（通知）」により行うこと。